

令和3年3月30日（火）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社ジョイ（所在地 広島県呉市）  
に対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会  
竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ

問い合わせ先

○総務部契約課長

木村 コジ

太田 孝二（内線2511）

総務部契約管理官

カミツマ テルコシ

上妻 照由（内線5880）

○総務部契約課課長補佐

カヤマ ヒロ

中山 洋子（内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者 | 住所             |
|----------|----------------|
| 株式会社ジョイ  | 広島県呉市中央1丁目3番2号 |

### 2. 指名停止措置期間

令和3年3月30日から令和3年5月29日まで（2ヵ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者の一般役員等（会長）は、広島県江田島市が平成30年4月と平成31年4月に実施した市指定ごみ袋を納入する業者を決める指名競争入札において、事前に調整のうえ落札業者を決めたうえで応札したとして、令和2年9月に談合容疑で書類送検され、令和2年12月23日に談合罪で略式起訴、同日に罰金刑の略式命令を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の一般役員等（会長）が、談合罪で罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第8号>

| 措置要件   | 期間                         |
|--|----------------------------|
| （公契約関係競売等妨害又は談合）<br>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 | 逮捕又は公訴を知った日から              |
| イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員<br>ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員   | 2ヵ月以上12ヵ月以内<br>1ヵ月以上12ヵ月以内 |